

鳥取県立米子西高等学校井水用深井戸水中ポンプ更新業務仕様書

1 業務名

鳥取県立米子西高等学校井水用深井戸水中ポンプ更新業務（以下「本業務」という。）

2 業務場所

鳥取県米子市大谷町200番地 鳥取県立米子西高等学校

3 業務期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

4 更新対象の既設ポンプの型式等

型式：株式会社荏原製作所 32BHS5-6.75

製造年：昭和62年

その他：設置場所については、別紙1を参照。

5 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（令和5年版）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編：令和4年版）によること。

6 業務内容等

(1) 業務内容

ア 別紙2に示す作業内容を行うこと。

イ 上記内容の作業後、試運転を行い、関連機器に異常がないことを確認すること。

(2) その他

ア 保守、保証等

(ア) 納入した部品の無償保証期間は、12の検査合格後1年間とすること。ただし、保証書等で1年を超える定めのあるものについては、その期間によること。

(イ) 本業務により整備等した機器のアフターサービス、メンテナンスの体制を整えること。なお、故障発生時に要請があった場合は、2の場所に技術者を派遣し、点検、修理等必要な対応を行うこと。（技術者の派遣に当たって、派遣の要請から2時間以内に2の場所に到着すること。）

イ 設置、調整等

(ア) 納入機器等の設置にあたっては、事前に現地調査を行い、各関連施設設備の構造、位置関係及び既存設置における設定状態を十分に把握した上で設置・調整等を行うこと。

(イ) 本業務に関する業務計画を作業を実施する1週間前までに発注者に連絡し、了承を得ること。

(ウ) 作業終了後、機器の試運転を実施し、関連機器も含め全てが正しく作動することを確認した上で、直ちに使用できる状態とすること。その後は速やかに養生材の撤去を行うとともに、作業エリア、搬入経路等の清掃を確実にを行うとともに、製品の梱包材、養生材等を持ち帰ること。

(エ) 一連の作業に係るスケジュールを作業実施前に発注者に提出し了承を得ること。

なお、作業に当たって施設に支障を及ぼすことのないように行う必要があることから、事前に発注者と協議した上で作業日程を決定すること。

(オ) 本業務中に施設敷地内の施設・設備・器物等に損傷を与えた場合は、発注者に報告し指示を仰ぐとともに、自己の負担において速やかに原状復旧すること。

7 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

8 秘密の保持

(1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等

を第三者に閲覧させてはならない。

- (2) 受注者は、本業務に従事する者並びに10の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「従事者等」という。）に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- (4) (1) から (3) までの規定は、本業務に係る業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

9 個人情報の保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、従事者等に対して、特記事項を遵守させなければならない。

10 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしない。ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して責任を負わせなければならない。

11 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

12 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、業務完了の日から10日以内に業務完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。

なお、この検査合格をもって納入部品一式の所有権は、発注者が有する。

13 委託料の支払

- (1) 受注者は、12の検査で合格と認められた後、速やかに委託料の請求書を発注者に提出する。
- (2) 発注者は、(1)に規定する正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払う。
- (3) 発注者が、正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数に応じ鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第120条に規定する額の遅延利息を発注者に請求することができる。

14 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

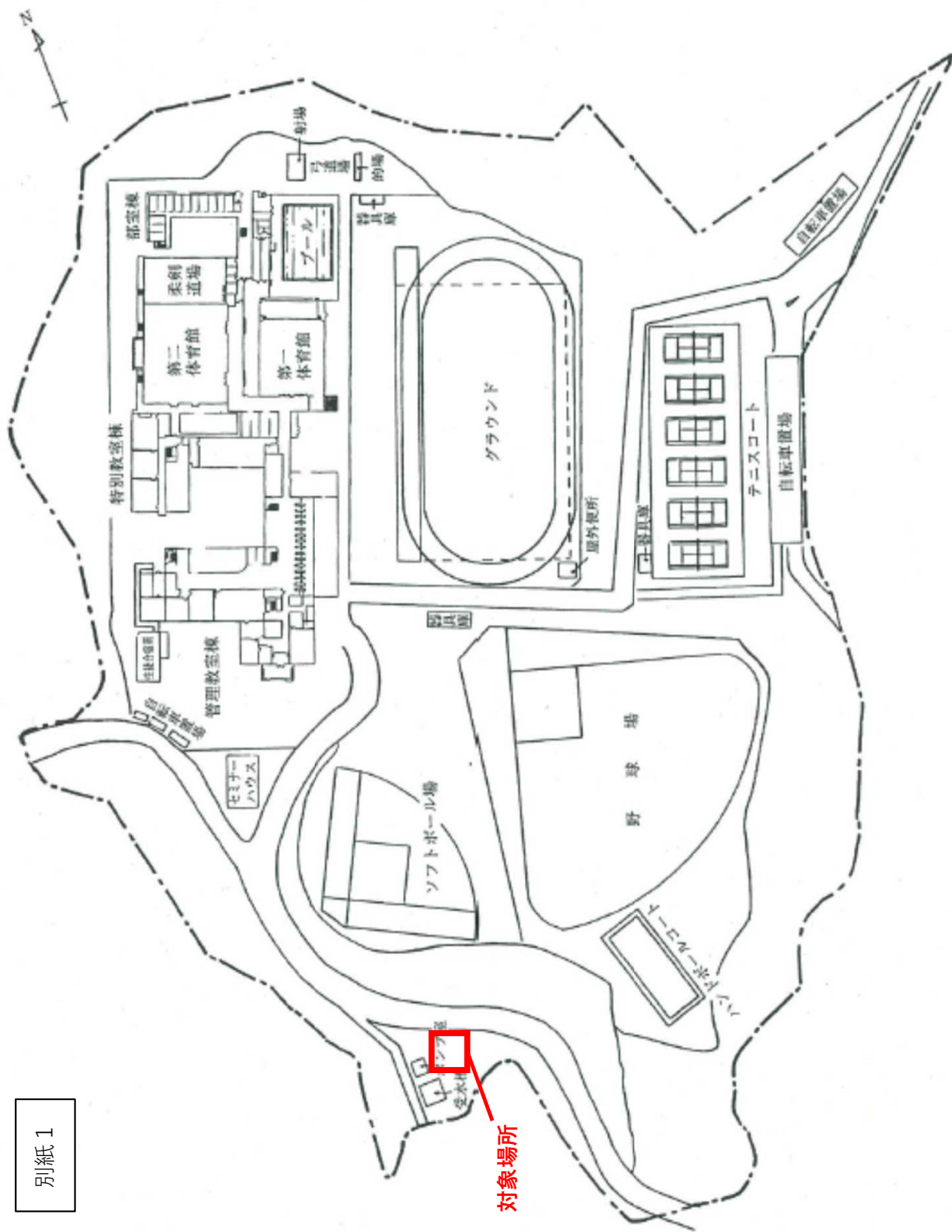
15 暴力団の排除

- (1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

- (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (2) 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払うものとする。

16 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。



鳥取県立米子西高等学校井水用深井戸水中ポンプ更新業務 作業内容

対象場所・機器	作業内容	備考
井水用深井戸 水中ポンプ	既設の撤去・処分及び新設	【新設参考型式】 3 2 BHS 5 6. 7 5 B (株式会社荏原製作所) 【既設型式】 3 2 BHS 5 - 6. 7 5 (株式会社荏原製作所)

【特記事項】

○材料・機材等の品質及び性能について、JIS マーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の（１）～（６）の事項を満たすものとする。

- （１）品質及び性能に関する試験データを整備していること。
- （２）生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
- （３）安定的な供給が可能であること。
- （４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- （５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- （６）販売、保守等の営業体制が整えられていること。

○本業務から生じる廃棄物の処理については、関係法令を遵守すること。

○新設する機器の発注にあたっては、仕様内容について事前に発注者の承諾を得ること。なお、仕様は参考型式と同等若しくはそれ以上のものとする。